



愛媛県報

令和7年4月8日火曜日 第599号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇

- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 296
- 指定自立支援医療機関の指定……………（障がい福祉課）… 296
- 指定自立支援医療機関の辞退……………（ 〃 ）… 296
- 保安林予定森林にする旨の通知に係る掲示……………（森林整備課）… 296
- 河川整備基本方針の策定（3件）……………（河川課）… 297
- 河川整備計画の策定（3件）……………（ 〃 ）… 297
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の住所等変更告示……………（建築住宅課）… 297
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（中予地方局地域福祉課）… 298
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ 〃 ）… 298
- 兼用工作物の管理の方法について……………（中予地方局管理課）… 298
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………（中予地方局建築指導課）… 298
- 特定計量器の定期検査の実施……………（計量検定所）… 299

告 示

○愛媛県告示第280号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	独立行政法人労働者健康安全機構	令和10年3月31日まで

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	独立行政法人国立病院機構	令和10年3月31日まで
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454	国立大学法人愛媛大学	令和10年3月31日まで
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地1	愛 媛 県	令和10年3月31日まで

○愛媛県告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	松山市道後樋又10番13号	学長 仁 科 弘 重	心臓移植に関する医療（育成医療・更生医療）	令和7年4月1日

○愛媛県告示第282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	辞退に係る医療の種類	辞 退 年月日
愛媛県立新居浜病院	耳鼻咽喉科（育成医療・更生医療）	令和7年3月31日
愛媛県立新居浜病院	心臓血管外科（育成医療・更生医療）	令和7年3月31日

○愛媛県告示第283号

保安林予定森林にする旨の通知（令和6年12月愛媛県告示第1145

号)に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林予定森林の所在場所	所在が不明である通知の相手方	備 考
西予市宇和町岩木3349	堀 田 美 代	森林所有者

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西予市宇和町岩木3349(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第284号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、大谷川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第285号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、喜木川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局建設部及び八幡浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第286号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、岩松川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第287号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、川茂川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び東予地方局建設部及び四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第288号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、中川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び東予地方局建設部及び今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第289号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、惣川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第290号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和7年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称

NPO法人ささえる

- 2 住所

(1) 変更前 愛媛県松山市中野町177番地4

(2) 変更後 愛媛県松山市中村三丁目4番3号

- 3 支援業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前 愛媛県松山市中野町177番地4

(2) 変更後 愛媛県松山市中村三丁目4番3号

- 4 変更年月日

令和4年7月1日

○愛媛県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811000250	社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1	上本昌幸	居宅介護同行援護	伊予市社協中山居宅介護事業所	愛媛県伊予市中山町出渕2番耕地138番地1	令和7年3月31日

○愛媛県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年4月8日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会	伊予市社協訪問介護事業所	伊予市米湊723番地1	令和7年3月31日	訪問介護
社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会	伊予市社協中山訪問介護事業所	伊予市中山町出渕2番耕地138番地1	令和7年3月31日	訪問介護

○愛媛県告示第293号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月8日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川重信川水系石手川	石手川右岸堤防	松山市柳井町一丁目6-1地先から松山市柳井町一丁目3-1地先まで	道路管理者 松山市長 松山市二番町四丁目7番地2

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に黄色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持または修繕
- (2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

令和7年4月8日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月8日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建（開）第30号 令和7年3月27日	伊予市下吾川字北野505番、505番地先東側水路	伊予市下吾川2045番地1 株式会社マミーハウス

○愛媛県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年4月8日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
6中局建（開）第31号 令和7年3月27日	伊予郡松前町大字北黒田字帰帆976番1、979番2、979番3、982番5、989番3、989番5、989番6、992番3、992番11、994番2、994番3、992番2の一部（町道部分）、992番2地先里道	伊予市下吾川1463番地5 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第296号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、令和7年4月8日から12月28日までの間において実施する。

令和7年4月8日

愛媛県知事 中村 時 広

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対象となる 特定計量器
令和7年10月5日12:00 11:30	から まで 砥部町役場 広田支所	砥 部 町	非自動はかり (計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。) 分銅 定量おもり 定量増おもり 備考 特定計量器検 定検査規則第 39条第1項第 5号の規定に より、その所 在の場所で実 施することと した定期検査 に係る特定計 量器は、ひよ う量が500キ ログラムを超 える非自動は かりとする。
〃 12日13:30 15:00	から まで 砥部町商工会館		
〃 13日10:00 14:00	から まで 砥部町中央公民館		
〃 14日10:30 12:00	から まで 新宮公民館	四国中央市	
〃 14日13:30 15:00	から まで 金田公民館		
〃 15日10:30 15:00	から まで 金生公民館		
〃 16日10:30 15:00	から まで 川之江体育館		
〃 19日10:30 15:00	から まで 四国中央市 保健センター		
〃 20日10:30 15:00	から まで 土居文化会館		
〃 21日10:30 12:00	から まで 中之庄公民館		
〃 21日13:30 15:00	から まで 寒川公民館		
6月2日10:30 11:30	から まで 露峰分館	久万高原町	
〃 2日13:00 14:30	から まで 下畑野川分館		
〃 3日10:30 11:30	から まで 久万高原町役場 柳谷支所		
〃 3日13:30 14:30	から まで 久万高原町役場 面河支所		
〃 4日10:30 11:30	から まで 美川農村環境改善 センター		
〃 4日13:00 15:00	から まで 久万高原町役場 (本庁)		
〃 5日10:00 14:00	から まで 東公民館	松 前 町	
〃 6日10:00 15:00	から まで 松前町役場 (本庁)		
〃 9日10:00 14:00	から まで えひめ中央農協 中山集荷場	伊 予 市	
〃 10日10:00 12:00	から まで 伊予市 双海地域事務所		
〃 10日13:30 15:00	から まで 下灘コミュニティ センター		

〃 11日	10:00 から 15:00 まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館	東温市
〃 12日	10:00 から 14:00 まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館	
〃 13日	10:00 から 15:00 まで	東温市役所 （本庁）	
〃 16日	10:00 から 14:00 まで	川内公民館	
9月1日	10:30 から 15:00 まで	丹原サービス センター	西条市
〃 2日	10:30 から 14:00 まで	三芳公民館	
〃 3日	10:30 から 15:00 まで	西部支所	
〃 4日	10:30 から 12:00 まで	橘公民館	
〃 4日	13:30 から 15:00 まで	飯岡公民館	上島町
〃 5日	10:30 から 15:00 まで	小松サービス センター	
〃 8日	10:30 から 15:00 まで	西条市役所	
〃 9日	10:30 から 15:00 まで	J A えひめ未来 西条川東支所	
10月1日	12:20 から 12:50 まで	魚島総合支所	
〃 1日	14:30 から 16:00 まで	弓削総合支所 （町民プラザ）	
〃 2日	10:00 から 11:30 まで	生名総合支所	
〃 2日	13:00 から 14:30 まで	岩城総合支所	